

業 務 連 絡
令和7年2月3日

会 員 各 位

山口県自動車整備振興会
事 業 課

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の 一部改正について

今般、国土交通省では、自動車特定整備事業者において、限られている人材の中でより効率的に整備業務を行うため整備主任者等を複数選任している事業場における業務支援の取扱いについて問合せがあり、検討の結果、適用の明確化を図るため標記通達を一部改正する旨の通達が当会あて別紙のとおりありましたのでお知らせいたします。(変更箇所3. 下線部)

草々

記

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

以上

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和２年 11 月 11 日付け、国自整第 197 号）
の一部改正について

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第 197 号 令和 2 年 11 月 11 日 <u>国自整第 211 号</u> <u>最終改正 令和 7 年 1 月 31 日</u> 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとお	国自整第 197 号 令和 2 年 11 月 11 日 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿 自動車局整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとお

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

り通知したので申し添える。

1. 業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。
2. 作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。
3. 貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。
4. 貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。
5. 貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。
6. 貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。
7. 借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。